

試験研究機器の売払いについて（お知らせ）

令和2年8月31日

関係業者各位

地方独立行政法人山口県産業技術センター

平素から当センターの試験研究機器をご利用いただきありがとうございます。

このたび、当センターで不用となった試験研究機器の売払いについて、下記のとおり現場説明会及び見積合わせを行いますので、お知らせ致します。

記

1 売払内容

- (1)「別紙1」に示す試験研究機器
- (2)搬出期限 令和2年10月30日(金)17時(別紙1整理番号3の機器のみ別途協議)
- (3)保管場所 山口県産業技術センター(山口県宇部市あすとびあ4-1-1)
- (4)売払方法 (1)の物品1件ごとについて、見積合わせにおいて最高額を提示した者をもって売払い先とします。(最高額が複数あった場合は、くじ引きにより決定します。)なお、売却価格は、見積価格に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)となります。
また、各物品には売却予定価格が設定されており、最高額が売却予定価格を下回った場合、売買契約を締結致しません。

2 現場説明会

- (1)日時 令和2年8月31日から9月30日までの間において随時実施
※新型コロナウイルス感染症対策のため、集合説明は行いません。機器の実物を確認されたい場合は、別紙2「現場説明申込書」により、お申込みください。なお、現場説明を受けず、見積書を提出することも認められます。
- (2)内容 機器の現況・搬出経路などについて説明致します。

3 見積書が無効となる場合

次の事項に該当する場合、その見積書は無効とします。

- (1)同一物品に対し、2件以上の見積書を提出したとき
- (2)見積書に記名押印がないとき
- (3)見積書の記載事項が確認できないとき

4 見積書提出

- (1)提出期限 令和2年9月30日(水)17時まで(郵送同日必着)
- (2)提出書類 ①見積書【様式1】
②誓約書【様式2】
- (3)その他 売払い先、売払い金額は締切後、速やかに当センターのホームページにおいて公表します。

5 その他

- (1)対象機器は設置場所での現状引渡しとなります。機器が基礎・配管に固定されている場合の取り外し及び搬出は、買受人の責任で行ってください。
- (2)売却決定後の手続きについては、別紙3「売却決定後の手続き」をご覧ください。

(担当)

総務・人事グループ 大橋
電 話 : 0836-53-5050 FAX : 0836-53-5070